

福岡県医発第850号（地）

平成17年 7月30日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長宛に、別紙のとおり通知がなされた旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

本通知は、養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、または感染した疑いのある家きんが確認された場合は、養鶏場の業務に従事している者及びその家族であって家きんと濃厚に接触する機会があった者の健康状態の把握に努め、感染の可能性の有無を確認するための健康調査を、衛生部局において実施することを求めるものであり、農林水産大臣より、各都道府県知事に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施についての通知がなされ、各都道府県家畜衛生部局において高病原性鳥インフルエンザの全国調査が実施されることを踏まえたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知の上、貴会管下関係医療機関へのご周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅲ 6 2)

平成17年7月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し、養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、または感染した疑いのある家さんが確認された場合には、養鶏場の業務に従事している者及びその家族であって家さんと濃厚に接触する機会があった者の健康状態の把握に努め、感染の可能性の有無を確認するための健康調査を、衛生部局において実施するよう求める通知がなされました。

本通知は、農林水産大臣より、各都道府県知事に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施についての通知がなされ、各都道府県家畜衛生部局において高病原性鳥インフルエンザの全国調査が実施されることを踏まえたものであります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。



健感発第0714001号

平成17年 7月14日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏場の従業員等に対する健康調査の実施について

高病原性鳥インフルエンザ対策については、「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」（平成16年2月27日付け医政経発第0227001号・健感発第0227001号・食安監発第0227002号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）及び「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」（平成16年12月22日付け健感発第1222001号本職通知）によることとしているが、今般、「高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について」（平成17年7月8日付け17消安第3444号農林水産大臣通知。以下「大臣通知」という。）により、別添(写)のとおり各都道府県家畜衛生部局において高病原性鳥インフルエンザの全国調査が実施されることを踏まえ、養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、又は感染した疑いのある家きん（以下「感染家きん」という。）が確認された場合には、衛生部局において、養鶏場の業務に従事している者及びその家族であって家きんと濃厚に接触する機会があった者（以下「従業員等」という。）の健康状態の把握に努め、感染の可能性の有無を確認するため、下記のとおり健康調査を実施されたい。管下市町村（政令市及び特別区を含む。）に対しては貴職から周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

- 1 ヒトが高病原性鳥インフルエンザに感染した場合、これまでの知見ではインフルエンザ様症状及び結膜炎症状を呈することがあると考えられていることから、インフルエンザ様症状及び結膜炎の有無について確認すること。これらの症状を呈していた場合には、従業員等又はその保護者に対し、医療機関を受診し、又は受診させるよう勧奨し、医師

による診断及び治療が行われるよう配慮すること。

なお、医療機関を受診し、又は受診させるに当たっては、従事する養鶏場において感染家きんが確認されたこと又は当該家きんと濃厚に接触する機会があったこと、及び迅速診断キットによる検査結果について医師に伝えるよう要請すること。

2 従業員等に健康状態の把握の必要性等について十分説明の上、明示の同意を得て、咽頭拭い液を採取し、インフルエンザ迅速診断キットによる検査を実施すること。

3 次に掲げる場合に応じ、PCR検査を実施すること。

(1) 感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH5である場合

咽頭拭い液を採取し、地方衛生研究所においてH5亜型に対するPCR検査を実施すること。迅速診断キットによる検査の結果が陽性の場合には、H1亜型及びH3亜型についてもPCR検査を実施すること。なお、PCR検査の実施に当たっては、国立感染症研究所が開示するプライマーを使用すること。

PCR検査の結果、地方衛生研究所においてH5亜型が検出された場合には、検体を国立感染症研究所に送付し、再検査による確定診断を行うものとする。

(2) 感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH5以外である場合

採取した咽頭拭い液を国立感染症研究所に送付し、PCR検査を実施するものとする。迅速診断キットによる検査の結果が陽性の場合には、地方衛生研究所においてH1亜型及びH3亜型のPCR検査を実施すること。

なお、感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH1又はH3の場合は、健康調査の対象としないこと。

4 防疫従事者については、2及び3に定める検査は行わず、防疫措置の期間、従事者数、防疫措置後の有症状者数について把握すること。

なお、防疫措置を講ずるに当たっては、①作業前後の健康状態を把握するとともに、②従事に当たっては必要な感染防御策を施すよう徹底し、③体調不良者には当該作業に従事させないこと。

5 今般、家きんから確認されたH5N2亜型については、ヒトへの感染の可能性について、十分な知見が得られていない状況にある。ヒトへの感染の可能性を確認する上では、血清抗体検査により過去の感染の確認を含めた情報が今後の新型インフルエンザ対策を始めとする公衆衛生施策にとって重要であるため、任意の協力が得られる場合に限り、健康調査の対象となる従業員等から採血を行い、血清抗体検査を実施すること。なお、防疫従事者については、血清抗体検査の対象とはならないこととする。

血液採取については、通知により協力を募り、協力を希望された方に限り、趣旨及び検査方法について十分に説明し、明示の同意を得た上で行うこととし、検体は、国立感染症研究所へ送付すること。ペア血清による判定を行うため、1月後の採血も実施すること。検査結果判明時は、個別に説明すること。

なお、検査協力の依頼に当たっては、別紙1を参考とすること。

6 健康調査を行う前に、大臣通知による全国一斉サーベイランスの各都道府県における計画を把握し、必要な器材について確保に努めること。

7 健康調査を実施した場合には、健康調査の実施内容、結果等について、別紙2の様式により、対象となった養鶏場ごとにまとめたもの（個人情報を除く。）を、各都道府県衛生部局において取りまとめの上、当職まで報告すること。報告は、①迅速診断キットによる検査終了後、②PCR検査の結果確認後、③防疫措置の終了後に、各時点において把握している内容について行うこと。

なお、迅速診断キットによる検査又はPCR検査の結果が陽性であった場合には、別紙3の様式により、直ちに、当職まで報告すること。

8 健康調査の結果の取扱いについては十分に注意するとともに、従業員等の人権への配慮、個人情報の保護及び関係法令の遵守について特に留意すること。

(参考)

血液検査へのご協力のお願い

高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いのある家きんが確認された養鶏場では、鶏と濃厚に接触していた従業員等の方を対象とした健康調査を実施しています。

健康調査では、症状の有無を確認するとともに、咽頭ぬぐい液をとり、インフルエンザウイルスの感染を約5～20分程度で確認するインフルエンザ迅速診断キット検査及びインフルエンザウイルスの型を確認するPCR検査を実施しています。

これらの検査は、現在、高病原性鳥インフルエンザに感染しているかどうかの確認となり、過去に感染したかどうかは確認することはできません。過去の感染の有無を確認するためには、血液を採取し、血清抗体検査を実施する必要があります。

現在、世界的にも高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染について、研究が行われているところですが、ウイルスの型によっては、ヒトへの感染の可能性について、十分な知見が得られていない状況です。

今後の感染予防の施策上、感染の可能性について検討しておくことが重要とされることから、健康調査の対象となる方から、血清抗体検査のご協力をお願いしております。

血清抗体検査の実施にあたっては、1ヶ月の間をあけて2回の採血をお願いいたします。

検査の判定には最低2～3ヶ月を要しますが、それ以上の期間が必要となる場合もありますので、予めご理解願います。

なお、この検査は任意の協力により行われるものです。

ご協力をいただける場合には、△△保健所へお申し出ください。

〇〇県△△保健所

養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施結果について

年 月 日

厚生労働省健康局結核感染症課長あて

都道府県名 : 部 課

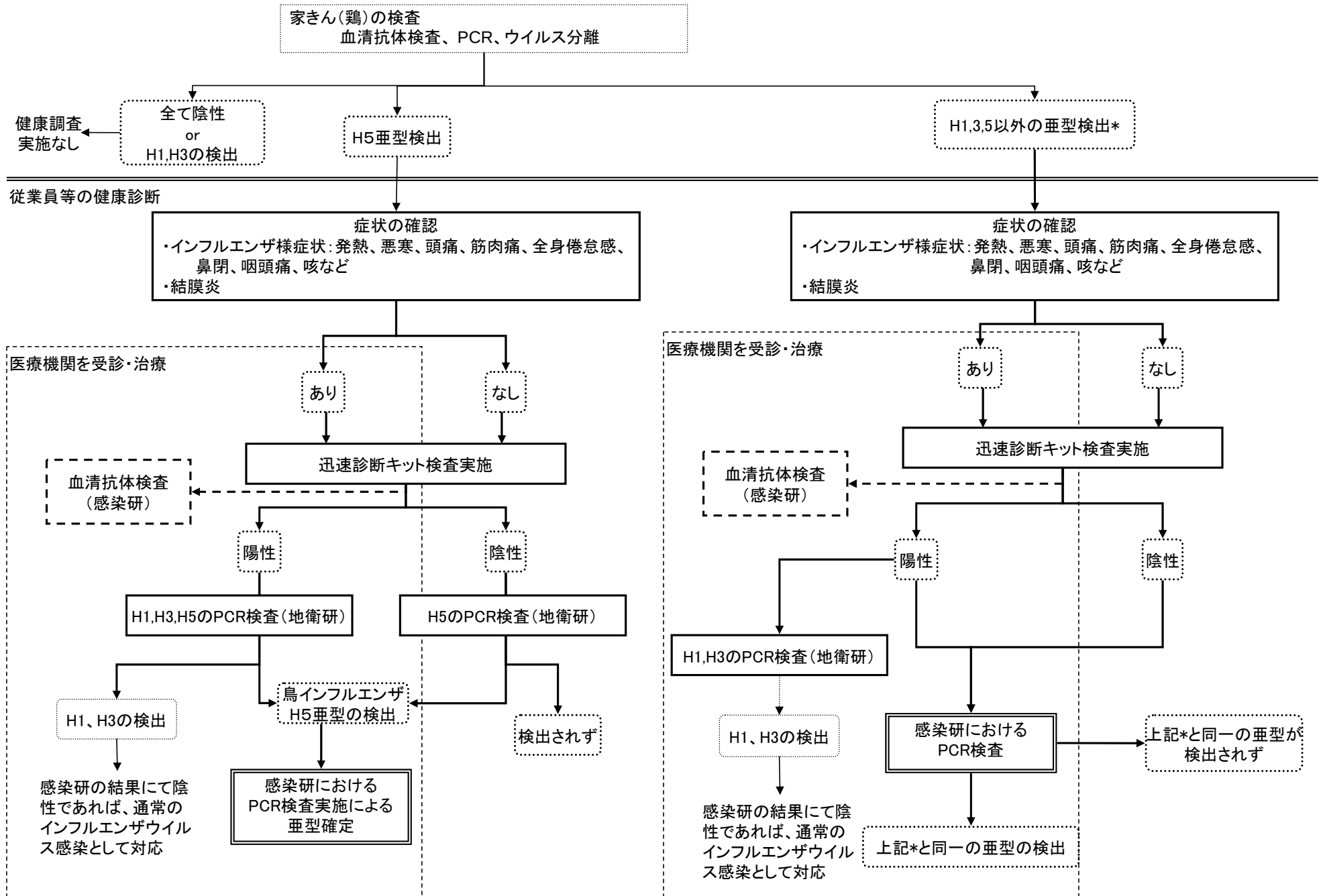
担当 :

TEL :

FAX :

1 対象となる養鶏場	
2 感染家きんのウイルス結果	陽性確認日 : 検査方法 : 亜型 :
3 健康調査対象者	名 (従業員 名、家族 名)
4 健康調査実施日	平成 年 月 日
5 有症状者の状況	有症状者 名 (症状)
6 インフルエンザ迅速診断キット検査結果	陽性 名 陰性 名
7 PCR検査結果	陽性の検出の有無 : 有 無 「有」の場合 : H 型 名中 名 検査結果確認日 :
8 血清抗体検査用の血液採取	人数 : 採取日 :
9 防疫従事者の健康状態	防疫措置の期間 : 月 日 ~ 月 日 従事者数 : 名 有症状者数 : 名 (うち医療機関受診者 名 : 症状)

図 従業員等の健康調査の流れ



写

17消安第3444号
平成17年7月8日

各都道府県知事 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸

高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について
(技術的助言及び資料の提出依頼)

本年6月26日、茨城県下の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところです。今回分離された本病のウイルスは、感染した鶏に明確な臨床症状をもたらさない弱毒タイプのものであるため、国内の他の地域においても同種のウイルスが存在することを否定できないと考えられます。

このため、本病のサーベイランスを全国的な規模で一斉に実施し、その浸潤状況を把握することが本病の防疫措置を確実に実施する上で不可欠となっており、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく都道府県知事の命ずる検査として本病のサーベイランスを実施していただきたいと考えております。

以上のような趣旨から、貴（都道府）県内の採卵鶏飼養農場における高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランスを実施していただき、その実施状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、資料の提出を求めます。

なお、家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく命令に当たっての公示事項の例は、別添のとおりです。その他本病のサーベイランスの実施に当たっての細目については、別途農林水産省消費・安全局長から通知をいたします。

(参考) 家畜伝染病予防法第5条第2項の規定に基づき公示すべき事項 (例)

一 実施の目的

(都道府) 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

(都道府) 県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(一) 対象家畜

鶏 (採卵鶏に限る。)

(二) 実施範囲

無作為抽出した (都道府) 県内の採卵鶏飼養農場〇〇戸

四 実施の期日

平成17年7月〇日から平成17年9月〇日まで

五 検査の方法

血清抗体検査 (寒天ゲル内沈降反応)

その他必要な検査

写

17消安第3445号
平成17年7月8日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について

「高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について」（平成17年7月8日付け農林水産大臣通知）に基づくサーベイランスの実施に当たっての細目については、次に掲げるとおりとする。

記

1 サーベイランスの内容

(1) 対象家畜

鶏（採卵鶏に限る。）

(2) 対象農場

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県にあっては、当該県内の採卵鶏飼養農場（飼養羽数1,000羽以上の農場に限る。以下同じ。）の6割以上、その他の都道府県にあっては、当該都道府県内の採卵鶏飼養農場の3割以上を対象農場として、無作為抽出により選定する。

(3) 検査

ア 採材数

1農場当たり10羽以上とする。

イ 検査の方法

「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項通知」という。）1の(2)に定める血清抗体検査による。

ただし、死亡羽数の増加、産卵率の低下等何らかの臨床的な異常が確認された場合その他必要と認める場合には、留意事項通知1の(1)に定めるウイルス分離検査等必要な検査を実施する。

2 サーベイランスの期間

本通知発出以降、9月16日までとする。

3 結果の提出、公表等

毎週土曜日までに判明した検査結果を、翌週火曜日までに別紙により農林水産省消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）あて報告し、衛生管理課は、報告された結果を取りまとめ、金曜日に公表する。

ただし、陽性事例が確認された場合には、直ちに衛生管理課あて報告するとともに、当該検査結果の精査、ウイルス検査等必要な調査を実施し、必要がある場合には、直ちに「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日公表。以下「防疫指針」という。）に基づく防疫措置を講ずる。

4 その他

- (1) 防疫指針第3の3に基づくモニタリングの血清抗体検査については、本サーベイランスに含めることができる。
- (2) 「我が国におけるH5N2亜型鳥インフルエンザウイルス分離に伴う国内防疫の強化について」（平成17年6月27日付け17消安第3024号農林水産省消費・安全局長通知）記の1の(2)の「常に本病の発生を疑い、飼養家さんの健康観察に努めるとともに、本病等の鶏の伝染性疾病を疑う症例を発見した場合には、死亡家さんの羽数の多少等にかかわらず、直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報すること」について、再度、家さん飼養者、獣医師等の関係者に対する助言又は指導を徹底し、通報があった場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第51条に基づき、必要な検査をされたい。
- (3) 今後のモニタリングのあり方等については、本サーベイランスの結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。
- (4) なお、本サーベイランス及びこの結果に基づく防疫措置は、鶏への本病のまん延を防ぐためのものであり、陽性事例が確認された場合であっても、鶏卵、鶏肉の安全性には影響はない旨、消費者、食品流通業者等に対して十分周知されたい。